

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

令和8年6月8日

坂津田下地区鳥獣被害対策協議会

会長 鈴木俊信



1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 物品名 鳥獣害防止施設（侵入防止柵：電気柵）資材一式
- (2) 納品場所 角田市坂津田字穴田 13 番地内（協議会会長宅地内）
- (3) 納品期限 令和8年9月10日（木）まで
- (4) 物品概要 別紙仕様書のとおり
- (5) 支払条件 検収後、当協議会へ県補助金が入金次第、請求により速やかに支払う
- (6) 入札の種類 制限付き一般競争入札

2 制限付き一般競争入札参加資格等

制限付き一般競争入札参加資格、関連する事項等については、角田市の関係諸規則、要綱等の諸規定、並びに角田市が制限付き一般競争入札で求める参加資格要件、事業所所在地要件等を全て満たすことなどを準用するものとし、次のとおりとする。

- (1) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者。
- (2) 公告から入札までの期間において、地方公共団体等において指名停止等を受けていない者。
- (3) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を現に受けていない者であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。
- (6) 暴力団排除条例（平成25年角田市条例第4号）第2条第1項第2号、第3号及び第4号に

該当しない者及びそれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。

- (7) 過去に、自治体、農業団体、各地域等鳥獣被害防止協議会等に入札物品と同等品、又はこれに類する物品の納品実績を有し、誠実に履行できる者。
- (8) 鳥獣害防止施設の設置作業については、現地にて設置説明・指導等を行うこと。一回の指導は2人以上とする。(7月以降に2日程度を予定。)
- (9) 角田市、白石市、丸森町、柴田町、大河原町、村田町、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町(以下「仙南2市7町」という。)に、実態を伴う本店、支店、営業所、出張所等を有する者で、本地域の被害実態等に鑑み、地域事情や地域稲作事情、地形等の特性に精通し、部品調達、故障等、設置及び設置後のフォロー等に迅速に対応でき、かつ適宜適切に助言等ができる者。

3 制限付き一般競争入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加を希望する者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により3(4)イに掲げる場所へ提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。
 - (2) 申請書等は、次のとおりとする。
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式1号)
 - イ 委任状(様式2号)(本社以外に権限を委任する場合)
 - ウ 営業所等一覧(任意の様式)
 - エ 商業登記簿謄本
 - オ 印鑑証明書
 - カ 入札物品の同等品や他の鳥獣害防止施設の納品実績調書(様式3号)
 - キ 納税証明書
 - 1) 国税 未納の税額がないことの証明
 - ア 法人の場合:その3の3(法人税と消費税及び地方消費税)
 - イ 個人の場合:その3の2(申告所得税及び復興特別所得税と消費税及地方消費税)
 - 2) 県税 申請日1年以内に納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないことの証明
 - 3) 市町税 仙南2市7町内に所在する本店、営業所等において、市町税すべての納税証明書(未納の無いことの証明)(直近1年分)
- ※直近の角田市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、その旨を申し出し、当協議会において確認できれば上記エ・オ・キの提出を省略することができる。
- (3) 申請書等の入手方法、申請書の諸様式は、次のとおりとする。
 - ア 期間 この公告の日から令和8年6月30日(火)午後4時まで。
 - イ 当ホームページ上からダウンロードすること。

(4) 申請書等の提出期限、提出部数、提出場所等

ア 期間 この公告の日から令和8年6月30日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

ただし、受付時間は毎日午前9時から午後4時までとする。

イ 場所 〒981-1592角田市角田字大坊41 角田市鳥獣被害防止対策協議会(支援事務局:角田市産業建設部農林振興課内)

ウ 提出部数は、1部とする。

(5) 制限付き一般競争入札参加資格の確認結果

令和8年7月6日(月)までに、FAX等により制限付き一般競争入札参加資格確認通知書(様式4号)を送付する。

4 入札説明書等の配付

入札説明書等は、次のとおり配布する。なお、入札説明会は行わない。

(1) 期間 3(3)アに同じ。

(2) 場所 3(3)イに同じ。

5 質問書に関する事項

(1) 期限 令和8年6月30日(火)午後4時まで

(2) 方法 角田市産業建設部農林振興課へFAXまたは持参による(FAX:0224-63-4863)

(3) 回答 令和8年7月6日(月)まで当ホームページ上へ掲示

6 入札、開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年7月8日(水)午前10時

※入札時刻に遅れた方は、入札に参加できません。

(2) 場所 角田市役所 301 会議室

(3) 持参書類等

ア 入札参加資格確認通知書(様式4号)

イ 入札書(様式5号、封筒に必ず封緘してください。)

ウ 委任状(様式6号、代理人が入札する場合)

エ 印鑑(入札書に使用する印は、すべて同一の印としてください。)

・法人の場合:代表者印

・個人の場合:認印

・代理人の場合:代理人の認印

(4) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札方法等

- (1) 入札参加者は、入札参加資格確認通知書（様式4号）を持参すること。
- (2) 代理人入札の場合は、本人の委任状（様式6号）を持参すること。
- (3) 入札書は、封筒に1通入れ、のり付け部分に押印の上、提出すること。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) いったん提出した入札書は、取替、修正又は取消しはできない。
- (6) 開札は、入札終了後直ちに入札参加者の面前で、最低価格入札者及び入札金額のみを公表する。
- (7) 入札回数は、3回までとする。

8 入札の無効

- (1) 角田市契約規則（平成15年規則第5号）第12条各号のいずれかに該当する入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反する入札は、無効とする。
- (2) 制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けた者の入札であっても、開札時において2に定める制限付き一般競争入札参加資格要件を満たさない者の行った入札は、無効とする。

9 落札者の決定

- (1) 入札した者のうち、予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 上記に該当する者が2人以上いるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を決定する。

10 契約の締結

- (1) 売買代金は、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (2) 契約の締結は、落札が決定した日の翌日から起算して5日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に契約書に記名押印しなければならない。落札者が上記期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなす。ただし、特別の事情等がある場合、その他会長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (3) 契約書に係る収入印紙等、契約に係る負担については、落札者の負担とします。

11 契約保証金

契約保証金は、免除する。

12 その他

(1) この公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、角田市契約規則及び角田市建設工事等の契約に関する暴力団排除措置要綱等の定めに基づくとする。

(2) この公告に関する問い合わせは、地区鳥獣被害対策協議会又は角田市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：角田市産業建設部農林振興課内 〒981-1592角田市角田字大坊41 電話番号0224-63-2119）に行うこと。

